

茨木市と学校法人瓜生山学園京都芸術大学との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、茨木市（以下「甲」という。）と学校法人瓜生山学園京都芸術大学（以下「乙」という。）が、文化・芸術、福祉・医療、教育・子育て、安全・安心、産業、環境及び協働によるまちづくり等のさまざまな分野において、積極的に連携を行い相互に協力することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域の発展に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的実現のため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 両者の人的・知的資源の交流に関する事項
- (2) 両者の共同による調査研究及び事業の実施に関する事項
- (3) 両者の主催事業に対する相互の支援に関する事項
- (4) その他両者が協議して必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。
また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

(連絡調整窓口)

第3条 前条に定める事項を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整の窓口を設置する。

(経費)

第4条 第2条に定める連携協力事項の実施に要する経費は、原則として甲、乙が各々応分に負担する。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面をもって改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲及び乙が別途協議の上、定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和4年5月25日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市

市長 福岡洋一

乙 京都市左京区北白川瓜生山町2-116
学校法人瓜生山学園京都芸術大学

学長 吉川左紀子